

第14回
旭市都市計画審議会
議事録

日 時：令和2年12月4日（金）

場 所：旭市役所3階委員会室

第14回 旭市都市計画審議会

会議年月日	令和2年12月4日(金)
場 所	旭市役所3階委員会室
出席委員	学識経験者 島田 和幸
	〃 小関友紀子
	〃 栗栖 新
	〃 伊藤 壽敏
	〃 野口 欣一
	旭市議会議員 伊藤 保
	〃 向後 悦世
	関係行政機関 宮下 直也
	〃 三嶋 啓治
	公募委員 加瀬 拓治
市 長	明 智 忠 直
事 務 局	都市整備課 課 長 栗田 茂
	〃 副課長 浪川 正彦
	〃 副主幹 宮崎 一成
	〃 副主幹 本網 正和
	〃 主 査 吉田 陽平
	〃 副主査 鈴木 千鶴
	〃 副主査 片岡 俊一
	建 設 課 課 長 加瀬 博久
	〃 主 査 山内 敬樹
	〃 主 査 品村 善三
傍 聴 人	なし

旭市都市計画審議会 議事日程

日 時 令和2年12月4日(金)

午前10時

場 所 旭市役所3階委員会室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 市長あいさつ

4 議 題

- (1) 議案第1号 旭都市計画道路(銚子連絡道路・千葉県決定)の原案について(諮問)

5 閉 会

1. 開 会

○司 会

おはようございます。

それでは皆様、定刻となりましたので、これより第14回旭市都市計画審議会を開会いたします。

本日、進行を務めさせていただきます都市整備課浪川と申します。よろしくお願いいたします。

2. 会長あいさつ

○司 会

はじめに、島田会長よりごあいさつをいただきたいと思います。

島田会長、よろしくお願いいたします。

○会 長

おはようございます。

本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。御礼申し上げます。

さて、本日の議題は旭都市計画道路（銚子連絡道路・千葉県決定）の原案についてでございます。

この道路は、横芝光から匝瑳間において事業化されまして、工事が着々と進んでいるところでございます。形もよく見えてきました。地域の発展、それから将来のまちづくりにおいて必要な、重要案件でございますので、皆様の慎重なご審議をよろしくお願い申し上げます。

3. 市長あいさつ

○司 会

つづきまして、市長より一言ごあいさつを申し上げます。

○市 長

あらためましてどうもおはようございます。ご苦労様でございます。

今、まだまだコロナ感染症が拡大している中で、大変気を使いながらの経済活動、日常活動をされているわけでありまして、皆様方におかれましては大変なことと思います。

また、年末を控えて大変忙しい時期に開催をしたわけでありまして、全員がご出席していただきましたことに感謝と御礼を申し上げます。

先月、第13回の都市計画審議会を開催したわけでありまして、すぐに第14回の都市計画審議会を開催することになってしまいました。皆様方には大変ご迷惑をおかけしていることと思います。

また、今会長から話がありましたように、本日は銚子連絡道路のルート原案についてご審議をいただくということになるわけでありまして。

銚子連絡道路は圏央道などの高規格幹線道路と一体となって、東総地区と首都圏を結ぶことが、この地域の活性化、そしてまた広域的な交流連携を強化していくことが発展に繋がっていくということで、最重要な地域高規格道路として位置付けているところでございます。このため1日も早い完成を目指し、令和元年度までに21回の期成同盟会の銚子連絡道早期実現の整備促進大会を開催しているところでございます。21年も同じようなことをやってきたということで、地域の要望は大変なものがあるのではないかとあらためて感じているところでございます。

今回、事業化に向けて最初の手続きとして、都市計画決定手続きに着手することとなりました。この都市計画原案について、事業主体であります千葉県が中心となって作成してまいったところであります。

本案は、千葉県による都市計画決定案件であります。旭市の都市計画にそのルートが位置付けられ

ることでもあり、都市計画の手続き上、旭市から千葉県へ、その原案を申し出ることとなっております。

このため、本日、審議をお願いするものであります。

早期実現のため、周囲の声は本当に熱いものがあるわけでございますけれども、今回ルート決定をされたということの中で、やはり地権者や地域の方々には大きな心配があるわけでありまして、そうした部分も考慮しながら、都市計画の原案を県へ申し出ることになりますので、慎重な審議をよろしく願いをしたいと思っております。

委員の皆様方におかれましては、都市計画原案としての銚子連絡道路のルートについて、色々な面で地域の発展に繋がるような、そして地域の理解を得られるような審議をいただき、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司 会

次に、本日出席しております職員について報告いたします。

議案第1号につきまして、都市整備課及び建設課の職員が出席しております。また、都市整備課により本審議会の庶務を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

出席者の報告は以上でございます。

大変恐縮ではございますが、市長はここで退席させていただきます。

・・・市長退席・・・

4. 議 題

○司 会

それでは、これ以降の議事につきましては、旭市都市計画審議会条例第4条の規定により、会長が議長となります。島田会長、よろしくお願いいたします。

○会 長

それではあらためまして、議事に入らせていただきたいと思います。お手元の議案書をご覧くださいと思います。本日の議題は1件でございます。市長から諮問がありました、議案第1号旭都市計画道路（銚子連絡道路・千葉県決定）の原案について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（都市整備課長）

それでは議案書によりご説明いたします。議案書の表紙から3枚目のページをご覧ください。

議案第1号旭都市計画道路（銚子連絡道路・千葉県決定）の原案についてです。

銚子連絡道路については、先日の第13回旭市都市計画審議会でも報告させていただいたように、旭市区間約7.7km及び銚子連絡道路へ接続するための谷丁場遊正線延伸区間約0.49kmのルートや幅員等を定めた都市計画原案について、10月25日に説明会を開催いたしました。

都市計画法では、第15条の2において、市町村は必要があると認められる場合には、都道府県に対し、都道府県が定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができることと定めております。

今回の銚子連絡道路については、県が主体となって作成した原案であります。形式上この規定により、原案を市が申し出し、千葉県が決定するかたちとなります。その申し出にあたり、原案を本審議会においてご審議いただき、その結果を踏まえ、市から県に原案申し出ることとなりますので、よろしくお願いいたします。

次のページをご覧ください。本件につきまして、市長からの諮問書の写しが添付されておりますので、ご覧ください。都市計画法第15条の2第1項の規定に基づく、千葉県への原案の申し出にあたり、同法第77条の2第1項の規定により、諮問されたものです。

次のページ 付箋番号1（資料1）をご覧ください。こちらが計画書の原案となります。

表題が旭都市計画道路の変更(千葉県知事決定)となっております。今回、銚子連絡道路を旭都市計画に定める区間について、現在の旭都市計画に定めている都市計画道路13路線に追加する内容について記載したものです。

表中の内容としまして、左から名称として道路の番号と路線名、位置として起点と終点、主な経過地、区域として延長、構造として構造形式、車線の数と幅員を表記しております。

次のページ、付箋番号2（資料2）をご覧ください。今回、銚子連絡道路を都市計画決定して追加することについての理由書になりますので読み上げます。

理由書 銚子連絡道路は、山武市松尾町から銚子市に至る延長約30kmの地域高規格道路であり、山武・東総地域の道路ネットワークの骨格を形成する主要な幹線道路として、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)や東京湾アクアラインなどの高規格幹線道路等と一体になって、首都圏をはじめとする各地域との交流・連携の促進等により、当該地域の活性化に寄与する道路である。

銚子連絡道路(匝瑳市・旭市間)の延伸整備に向けて、都市計画道路3・6・20号銚子連絡道路線を追加する。と記載しております。

次のページが都市計画を定める土地の区域としまして、原案ルートが計画されている区域を列記しております。

次のページ、付箋番号3（資料3）をご覧ください。A3版のものです。旭都市計画図 総括図(新)県決定とございます。銚子連絡道路の原案を旭都市計画図に加筆記載したものにになります。

次のページの旭都市計画図 総括図(旧)が現在の計画図で、前のページの図と新旧対照となっております。

そして最後に付箋番号4（資料4）をご覧ください。旭市地形図6枚に原案ルートを記載した計画図となっております。

地形図49をご覧ください。赤く着色した部分 3・6・20(9.5)2車線と記載されている部分が、旭都市計画に定める銚子連絡道路の原案となります。このページは旭市の西側始点部分となっております。ページを追うごとに東へ続いております。

最終ページ地形図44が飯岡バイパスとの接続部分、終点となっております。以上が議案書となります。なお、詳細については担当より説明いたします。

○事務局（宮崎班長）

よろしくお願いたします。都市整備課都市計画班の宮崎と申します。

先ほど課長のほうから議案書について説明がございました。

議案書の資料1～4については、今後の都市計画手続きにも必要となる書類ですが、議案書とは別に、色刷りの資料を配布させていただいております。こちらの資料と議案書により説明をさせていただきます。なお、先日の第13回都市計画審議会で報告した内容と、一部重複する部分もあろうかと思いますが、その点は御容赦をお願いします。

はじめに、都市計画手続きの流れについて説明させていただきます。色刷りの資料をご参照ください。こちらの資料は1枚で上下2ページ分を表示しておりますが中央にページ番号を表記してございます。

その資料の2ページ 1-1 都市計画手続きの流れをご参照ください。こちらに都市計画の手続きの流れが記載されておりますが、まず7月26日に千葉県による道路計画の説明会が開催されました。その後、この資料に記載はありませんが、千葉県の作成した計画に基づく都市計画原案の作成について、

9月10日付けで千葉県から旭市あて依頼がありました。その都市計画の原案について、10月25日に都市計画の原案説明会を開催するなど、都市計画の手続きに着手したところでございます。

今後は、本日の都市計画審議会での審議を経て、旭市から千葉県へ、原案の申し出を行うこととなります。その後、千葉県がその都市計画の案の概要について公告・縦覧を実施し、その期間中に公述の申し出があった場合には、公聴会を開催いたします。

さらに、法定手続きとして都市計画案の公告・縦覧を実施いたしますが、その下に横向きの矢印で、一般の意見と関係市長の意見とあります。関係市長の意見については、都市計画法に基づき、千葉県から旭市に対し、意見を求められることとなっております。その際は、本市の意見につきまして、あらためて委員の皆様にお諮りさせていただくこととなると思われまいますので、よろしくお願いいたします。

それらにより提出された意見につきましては、その要旨が県の都市計画審議会に提出されたうえで、都市計画決定について審議され、国土交通大臣の同意を得た後、都市計画決定の告示という流れになっております。

それでは、これから銚子連絡道路の旭市区間の位置や構造などを定めた都市計画の原案について説明させていただきます。また、関連する都市計画といたしまして、こちらは旭市が決定する都市計画道路となりますが、既に都市計画決定されている谷丁場遊正線が、銚子連絡道路と接続するため、延伸する区間の位置や構造などを定めた都市計画の原案について、併せて説明させていただきます。

銚子連絡道路の概要について説明します。色刷りの資料の3ページになります。銚子連絡道路は、山武市松尾町にある圏央道松尾横芝ICから、横芝光町・匝瑳市・旭市を通り、銚子市に至る「地域高規格道路」です。圏央道や東京湾アクアラインなどの高規格幹線道路と一体となって機能し、地域間相互の連携・交流の促進、国道126号の渋滞の緩和、物流の効率化、交通安全の強化など、山武・東総地域の活性化に寄与する道路です。

これまでの整備状況ですが、一期区間の松尾横芝ICから横芝光IC間は、平成18年3月に有料道路として暫定2車線で供用が図られました。横芝光町から匝瑳市までの二期区間は、令和5年度の開通を目指し整備が進められております。そしてこれに続く匝瑳市から旭市間が、今回新たに都市計画の手続きを行う区間になります。

次に、匝瑳市～旭市間の概略計画についてご説明いたします。資料4ページになります。併せまして、議案書の付箋番号3（資料3）の総括図や、付箋番号4（資料4）の地形図（計画図）もご参照ください。

平面図の赤い線がルートを示しています。起点は匝瑳市との境となる旭市川口地先で、終点は国道126号飯岡バイパスとの接続部の旭市イ地先になります。

匝瑳市～旭市間の延長は、約1.3kmで、旭市の区間は、7.7kmとなります。詳細はこの後、説明いたします。飯岡バイパスに接続することにより、圏央道の松尾横芝ICから飯岡バイパスを通り、旭市から銚子市間で整備中の八木拡幅までつながることになります。

ルートの選定にあたっては、車両の走行性や経済性・集落、圃場などの生活環境への影響や土地利用状況との整合・工業団地や病院など周辺の拠点との連携などを考慮した上で、できるだけ最短経路で結んだルートとなっております。

次に、横断構成について説明します。資料の5ページになります。上の図が一般部の標準横断図になります。現在整備中の二期区間と同じ2車線の道路で、端末部を除き盛土構造を基本に計画されております。盛土構造の区間は、沿道からのアクセスが制限されるとともに、地域の分断の回避や営農の連続性を確保するため、横断箇所を集約しつつ、横断ボックスを設置することとなっております。下の図が

インターチェンジ部の横断図になります。本線の外側に、他の道路と接続するためのランプが設けられております。

次に、既存道路との連結位置について説明します。資料の6ページになります。既存道路との交差は端末部を除き立体交差とされており、交差点がありません。既存道路との接続はインターチェンジ形式で計画されております。旭市内では、インターチェンジ形式での連結が谷丁場遊正線延伸部分と県道旭停車場線の2か所となります。平面交差により旭中央病院へアクセスする市道と接続し、最後に国道126号飯岡バイパスに接続します。

ここからは、銚子連絡道路の旭市区間の都市計画原案について、ご説明します。

資料の8ページをお願いします。こちらが、今回、都市計画の手続きを行う旭都市計画道路3・6・20号銚子連絡道路線の概要になります。今回新たに都市計画の手続きを行う旭市の区間の延長が約7.7km、設計速度が時速60km、道路規格が第3種2級、車線数が2車線となっております。

資料の9ページをお願いします。併せまして、議案書の付箋番号1（資料1）の計画書もご参照ください。こちらは、今回、旭都市計画に定める内容になります。

今回、都市計画の手続きを行う区間は、匝瑳市と旭市の2つの都市計画区域にわたる路線となりますが、都市計画区域毎に道路の名称、位置、延長、構造形式などを定めることとしており、旭市では名称が3・6・20号銚子連絡道路線となります。位置は、起点が旭市川口字入道内、終点が旭市イ字孫田となります。延長は約7,700m、構造形式は地表式と嵩上式、幅員が9.5m、車線の数が2車線となっております。

次に、都市計画決定区域の考え方について、ご説明します。資料の10ページです。こちらの図に示す通り、今回都市計画決定する区域は、道路の車道や歩道となる範囲になります。このため、その外側にある盛土等の範囲は含まれません。盛土等の範囲は、事業化後、現地の詳細な測量や設計を実施し確定することとなります。そのため、事業実施段階で変更が生じる可能性がある盛土等の範囲については、今回の都市計画手続きでは定めないこととしております。

銚子連絡道路の原案の説明については以上となりますが、本原案につきましては、旭市都市計画マスタープランの記載内容に沿った計画となっておりますことを申し添えさせていただきます。

続きまして、こちらは旭市が後日、都市計画決定する予定の道路となりますが、関連する都市計画道路といたしまして、谷丁場遊正線の都市計画変更の原案についてご説明させていただきます。

資料の12ページをお願いします。こちらは、今後、都市計画変更の手続きを行う旭都市計画道路3・4・19号谷丁場遊正線の概要になります。旭都市計画道路3・4・19号谷丁場遊正線は、平成19年度に都市計画が変更決定され、区間の延長は約2.97kmとなっております。銚子連絡道路に接続するため、今回新たに都市計画変更の手続きを行う区間の延長が約0.49kmで、都市計画決定済の区間との合計の延長は約3.46kmになります。

資料の13ページをお願いします。こちらが、今後、旭都市計画に定める内容になります。銚子連絡道路の概要でも説明したように、都市計画には道路の名称、位置、延長、構造形式などを定めることとしており、内容については、全延長が約3,460m、今回変更決定するのが約490mとなっております。位置が、起点は旭市鎌数字川西三番から終点は旭市井戸野字新野場となり、構造形式、幅員及び車線数は変更なく、ご覧の通りとなります。今後の谷丁場遊正線の都市計画手続きといたしましては、銚子連絡道路の原案の申し出の際、同時に県に対して事前協議書を提出し、銚子連絡道路と同時進行で進めていく予定となっておりますので、よろしくご説明いたします。

簡単ではございますが、説明は以上です。

○会 長

事務局の説明は終わりました。ありがとうございました。

本日、審議していただく案件は、旭市から千葉県に申し出する都市計画道路の原案でございます。

当審議会において銚子連絡道路の説明を受けるのは、今回で2回目となります。前回は住民に対する原案説明会の報告でした。

今回、あらためて議題としての詳細な説明をいただきました。本日は都市整備課に加えまして、建設課も出席しておりますので、建設課の所管する事項についてもあわせて質問いただけたらと思っております。最後にこの原案でよろしいか審議いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○委 員

管理道路ができるという話があるが、どのようなものになるのかお尋ねします。

○事務局（建設課長）

管理用道路ということですが、側道というような形式の道路、ということではよろしいでしょうか。

管理用道路、側道については、まだ県のほうからはっきりと示されておりません。これから測量を行い、地域の皆様とご相談しながら決定していくと伺っております。必要に応じて横断がかかるボックス部分からボックス部分の間等には側道が入る予定と伺っております。以上でございます。

○委 員

議案書のインデックス1（資料1）表中の構造形式の内訳について。一点目は幅員54.6mと34.7mというのはそれぞれどの部分を指しているのでしょうか。二点目に地表式のところで起点・終点が空欄になっていますが、明示できないということでしょうか。

○事務局（都市整備課長）

54.6mの幅員というのは、（資料4）旭市地形図50の都市計画道路谷丁場遊正線とのICの部分に括弧書きで記載がございます。ICで広がったところの幅員となります。34.7mという幅員につきましては、旭市地形図44、一番最後のページになります。飯岡バイパスとの接続部分で括弧書きの記載がございます。ここの部分の幅員でございます。

地表式の記載が必要かどうかということにつきましては、確認します。

○委 員

地表式の起点は旭市西足洗のところ（字高城）で終点が旭市イ字孫田ということではよろしいでしょうか。また、記載するかどうかはこれから検討するというのでしょうか。

○事務局（都市整備課長）

地表式の起終点はそのようになります。記載の必要性については確認したいと思います。

※地表式は記載不要と確認【改訂 新都市計画の手続（平成13年6月）】

○委 員

今回の銚子連絡道のルートにおいて、津波時の避難への影響についてお伺いします。

ルートの一か所、旭停車場線IC付近、これが旭市の津波のハザードマップと照らし合わせるとICから約200mまで浸水エリアが迫っているということで、けっこう近くまで津波が押し寄せてくるのかなと思うところなんです。矢指地区の住民の避難時の影響、そして現在矢指から中央病院南側へ避難道路の拡張整備を進められているということで、避難はスムーズになるとは思いますが、そのあたりの影響についてどうなるのか、お答えいただければと思います。

○事務局（建設課長）

津波のエリアということですが、ルート決定は県の方で行ったわけなので、浸水エリアまでは・・・。矢指地区から北上する津波避難道路、こちらは単独で市の道路事業として整備を進めており

ます。避難時の影響につきましては銚子連絡道路とも交差する場所がございますが、これは津波避難道路が下を通り、その上を銚子連絡道路が通る計画となっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○事務局（都市整備課長）

旭停車場線につきましては銚子連絡道路とは立体交差になりまして、旭停車場線はそのまま駅のほう北側へ抜けられる計画となっておりますので、県道を通行しての避難には問題はないものと認識しております。

○委員

従来の避難道路は、盛土構造の銚子連絡道路の下をくぐるということですが、それ以外の実際に田んぼの中を車両が縦断して通行する場所が何か所もあるかと思いますが、そういったところは完全に遮断されるようになるのか、今後の調査段階で見えてくるのかと思いますが、実際に避難のルートが限定されてくるのかなというところで、影響がないような整備がされていけばいいかなと思います。

○事務局（建設課長）

津波等の避難ルートの確保ですが、もちろん安心安全なまちとして市のほうで津波避難道路を整備しているわけですが、その他の場所に関しましても40路線位市が管理する道路を銚子連絡道路が横断していくわけですが、必要な道路、集約してもいい道路を県のほうで検討していただきまして、ある程度集約して横断ができるようなトンネル形式のボックスカルバートという構造のものを設置していただくと聞いております。ただし、その場所や個数、横断する路線につきましては正確には決まっておりますのでご理解いただければと思います。

○委員

この道路による田畑の分断、家屋のかかる件数はどのくらいか。農家の人は田んぼが分断されると困ってしまうということもありますので、教えていただければと思います。

○事務局（建設課長）

事前にご了解いただきたいのですが、県から伺っている概略の数字でお答えいたします。

確かに田畑等への影響箇所はあります。なるべく影響を少なくするために斜めに入る形を避け、西から東へ入ってくるという路線の計画でございます。田畑は約30ヘクタール、家屋は居宅ということでお答えすると約40棟という話を伺っています。

○委員

例えば分断された場合、どういうふうにするのか。土地買収もあると思うので、例えば家屋で少ししかかった場合には土地全部を買収するのか、そのあたりを聞きたかったのですが。

○事務局（都市整備課長）

その件についてはまだ詳細な測量設計が終わっておりません。今回は本線部分の上の幅9.5メートルの部分がほとんどで都市計画決定になります。今後都市計画決定が終わりまして、詳細な計画に入る段階で測量設計をいたします。その時にかかってくる家屋、土地等の地型とですね、どういうふうになるかというところを詳細に測量したもので、地区の方、所有者の方と協議をしていくと聞いております。

○委員

質問というよりもお願いになりますが、農地が分断されとか宅地にかかるとかある中で、計画を地域の人にしっかりと理解してもらって、協力していただくために地域の方の意見をよく聞いてもらいたいと思います。干潟地区でもいろいろありましたけれども、道路が早くできるためにも、市や県は地権者の意見をよく聞いて、納得できるような形をお願いしたいと思います。

○事務局（建設課長）

説明会の際に県も回答しておりましたが、そのような場合は地域の住民の方々等と話し合いを進めながらこの道路を整備していくと伺っております。測量等を終わった時点、あるいは測量中にでも説明会があるかと思いますが、ご意見は聞いていくと伺っておりますのでよろしく申し上げます。

○委員

質問というよりお願いに近いのですが。

銚子連絡道路は自動車専用道路、既存の飯岡バイパスは一般道ですよね、その接続地点は中央病院側か網戸の交差点か、どちらになるのでしょうか。

○事務局（都市整備課長）

正式に飯岡バイパスの終点と網戸のところが接続部分になっておりまして、今回の銚子連絡道路の終点は網戸のところでございますので、そこが接続部分となります。

○委員

中央病院と近くにイオン（生涯活躍のまち）の計画もありますよね、今でも渋滞で救急搬送に影響がある状態なので渋滞緩和について考えていただきたい。また、一般道と専用道路の終点起点の事故対策もお願いします。

○事務局（建設課長）

まず中央病院付近の渋滞緩和をとということでございます。生涯活躍のまちの整備が進められようとしておりますが、開発地域の西側の道路（中央病院のヘリポートの東側の道路）は、幅員を広げる整備をすすめることを計画しております。あとは事故対策についてですが、今はまだ道路が見えない状況でございます。うちの方で安全対策等が必要となると思いますので、今後の検討ということでご理解いただければと思います。

○会長

そのほかにご質問ございませんでしょうか。

・・・質問なし・・・

ご質問がないようでございますので、このあたりでお諮りしたいと思います。

議案第1号旭都市計画道路（銚子連絡道路・千葉県決定）の原案について、原案のとおり異議なしとして答申することに賛成の方の挙手を求めたいと思います。

・・・全員挙手・・・

全員賛成でございます。よって、議案第1号は原案どおり異議なしとして答申することに決定いたします。なお、答申書の作成については私にご一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

・・・異議なし・・・

それではご異議がございませんので、答申につきましては私のほうで取りまとめて、市長に答申させていただきますことといたします。

6. 閉会

○会長

その他、委員の皆さん何か質問等ございますか。

・・・質問なし・・・

事務局のほうからは何かございますか。

○事務局

ございません。

○会長

それでは以上を持ちまして、旭市都市計画審議会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。